

待機児童解消に向けた取組

平成29年11月1日

東京都

都内の保育サービスの状況

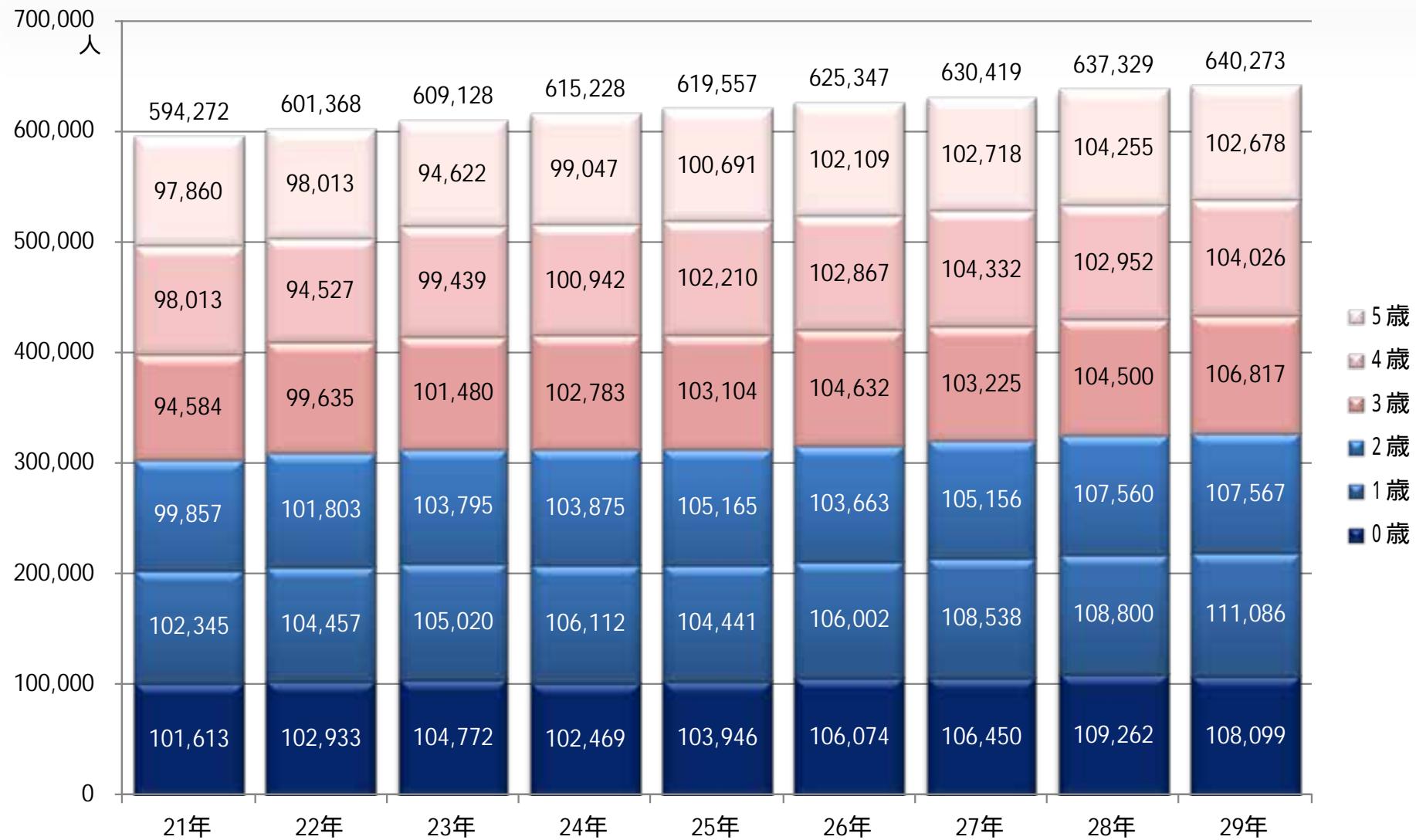
都独自の取組(財政支援、都有地活用、規制改革、特区)

待機児童解消に向けた緊急対策(STEP1～2)、追加対策

現在行っている、国への提案要求

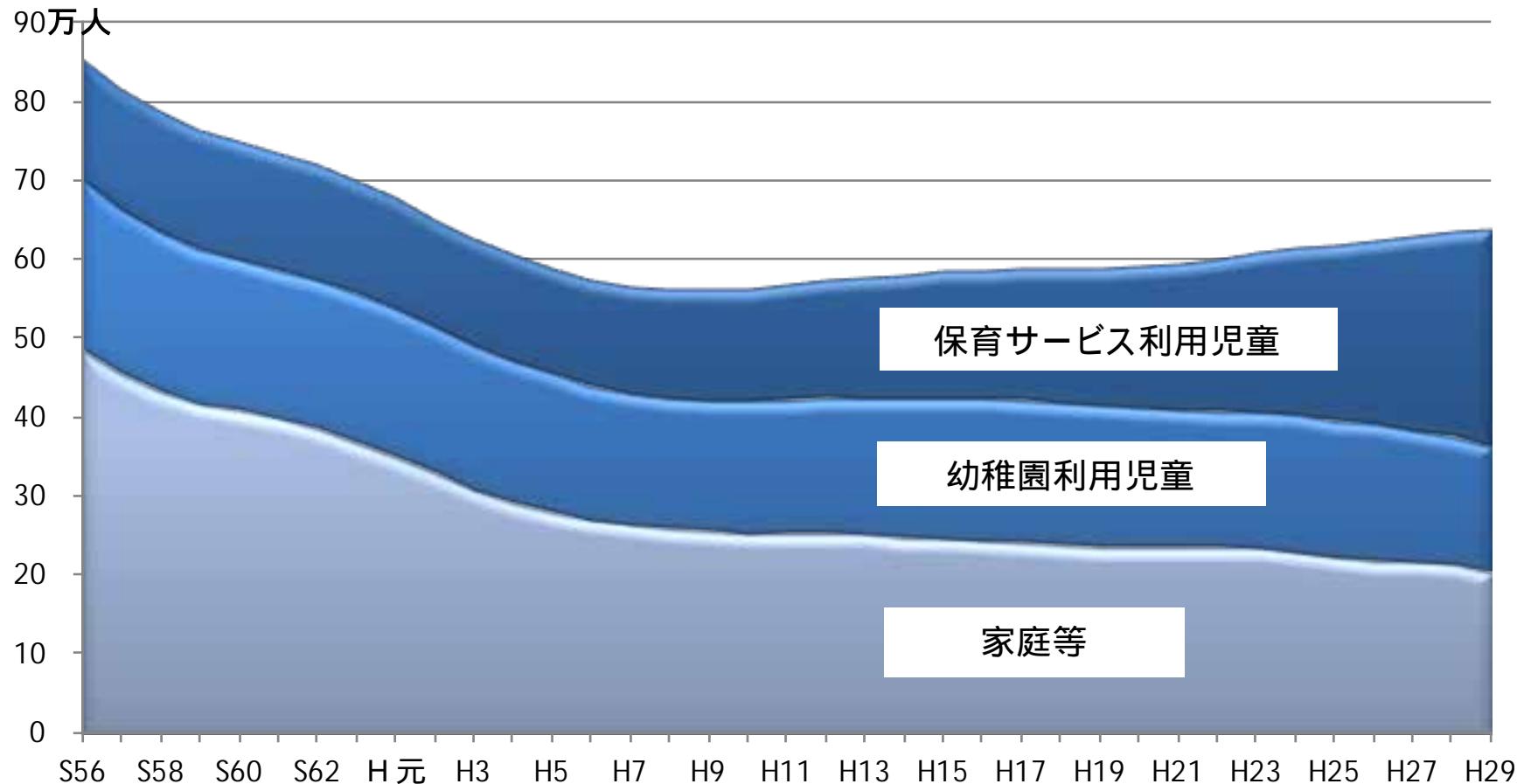
待機児童解消に向けたさらなる検討の視点

1 都内の就学前児童人口の推移



2 都内の保育サービス、幼稚園利用児童の推移

区分	昭和56年		平成9年		平成29年	
保育サービス利用児童	153,793人	18.0%	141,022人	25.1%	277,708人	43.4%
幼稚園利用児童	217,310人	25.4%	163,932人	29.2%	157,429人	24.6%
その他(家庭等)	483,899人	56.6%	256,923人	45.7%	205,136人	32.0%
計	855,002人		561,877人		640,273人	



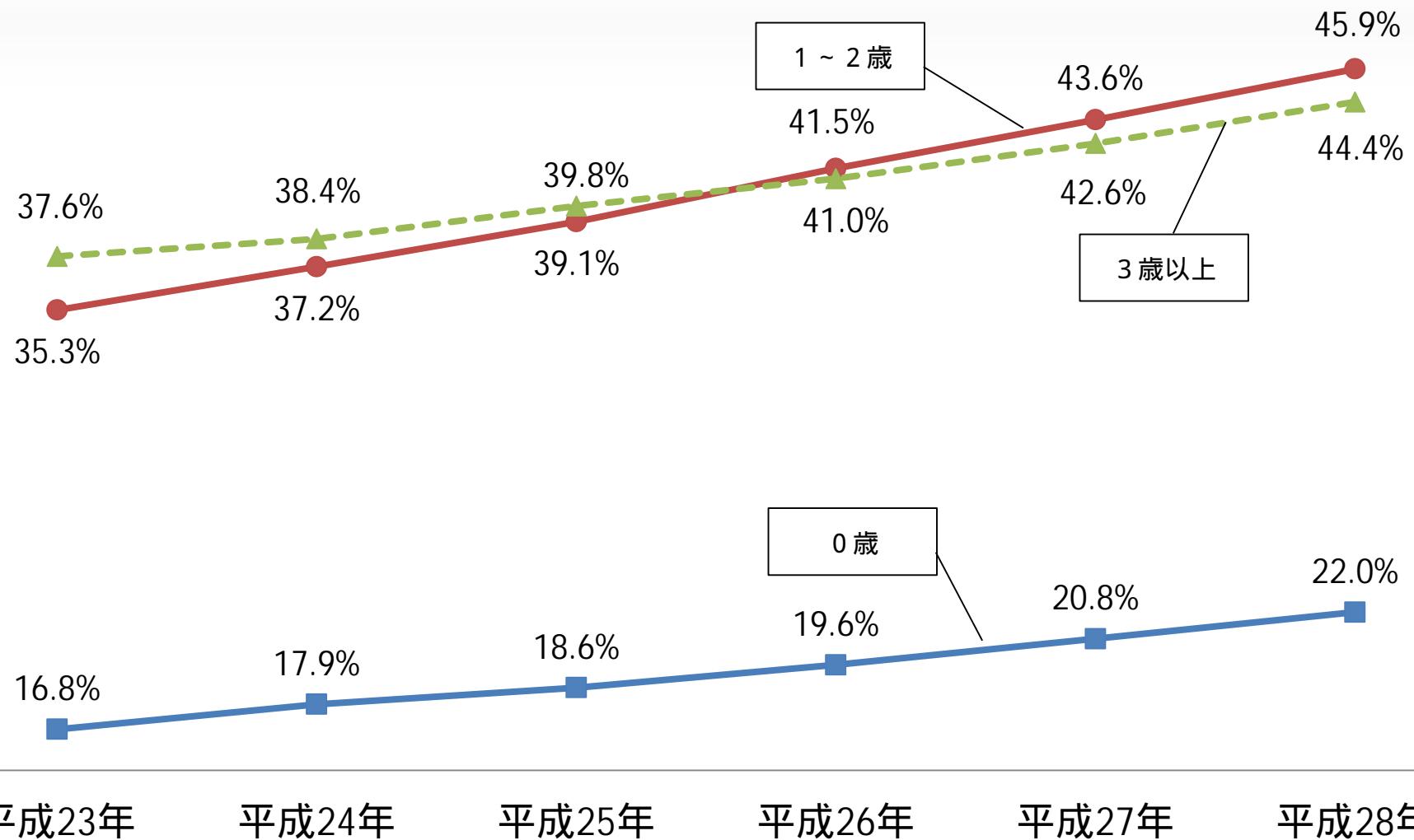
2 都内の保育サービス、幼稚園利用児童(年齢別内訳)

平成28年度

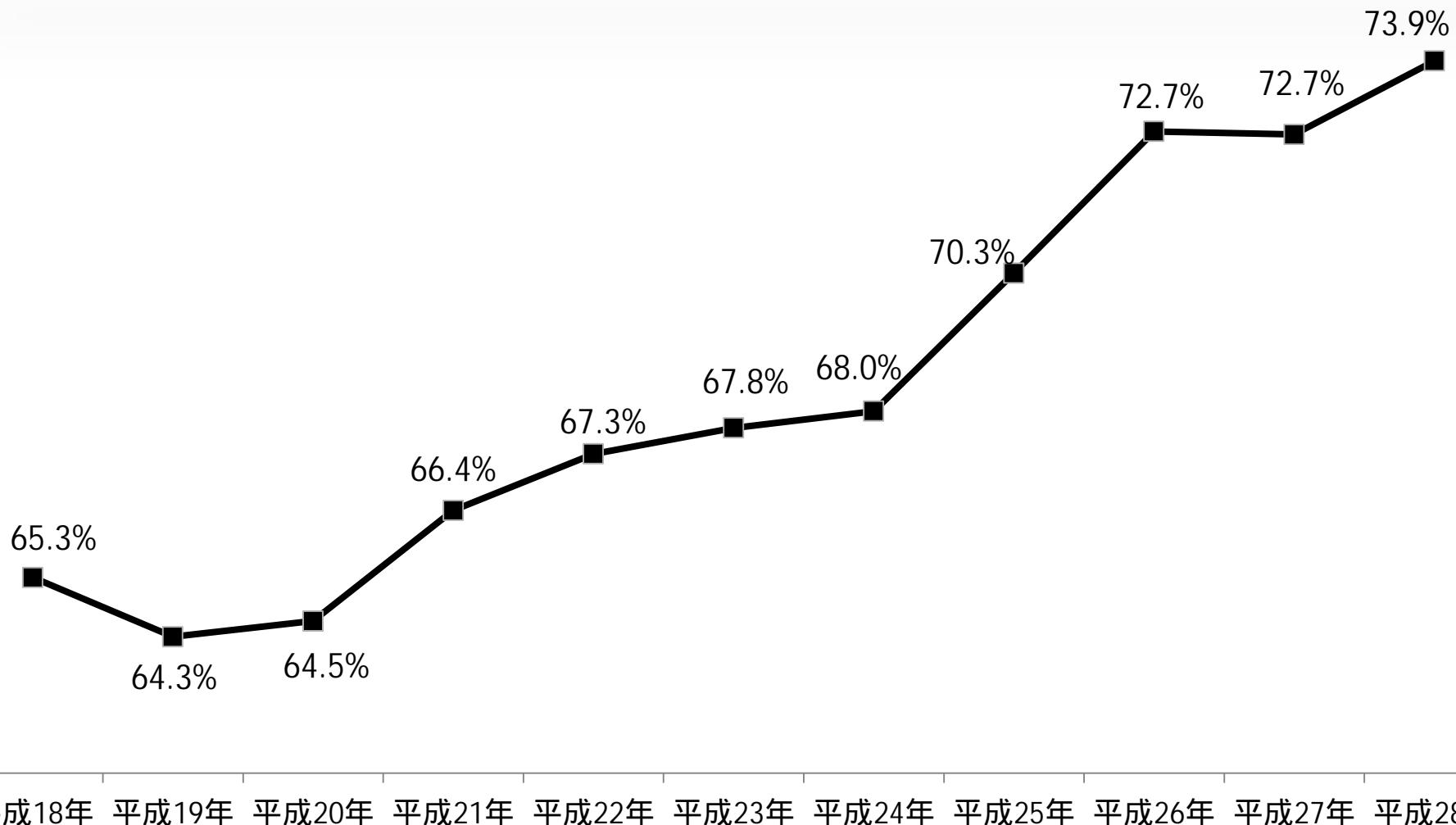
区分	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳以上		計
保育サービス 利用児童	23,994人	22.0%	47,513人	43.7%	51,742人	48.1%	47,983人	45.9%	90,473人	43.7%	261,705人
幼稚園利用児童	-	-	-	-	-	-	49,421人	47.3%	111,854人	54.0%	161,275人
家庭等	85,268人	78.0%	61,287人	56.3%	55,818人	51.9%	7,096人	6.8%	4,880人	2.3%	214,349人
計 (就学前児童人口)	109,262人		108,800人		107,560人		104,500人		207,207人		637,329人

保育サービス利用児童、幼稚園利用児童は4月1日現在。就学前児童人口は平成28年1月1日現在。

3 都内の保育サービス利用率

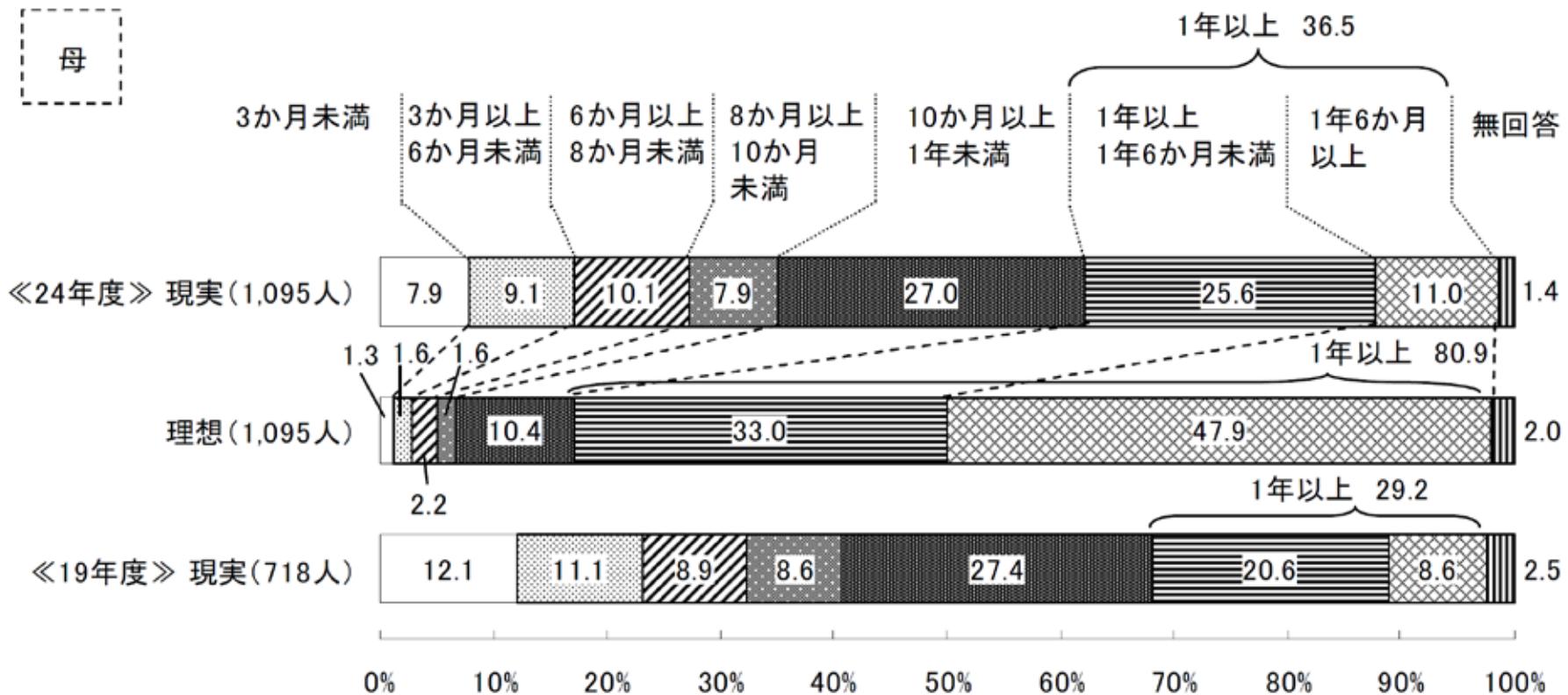


4 都内の女性の就業率(25歳～44歳)



資料:「東京の労働力」(東京都総務局)

5 都内の育児休業取得期間(現実と理想)



資料:「平成24年度東京都福祉保健基礎調査」(東京都)

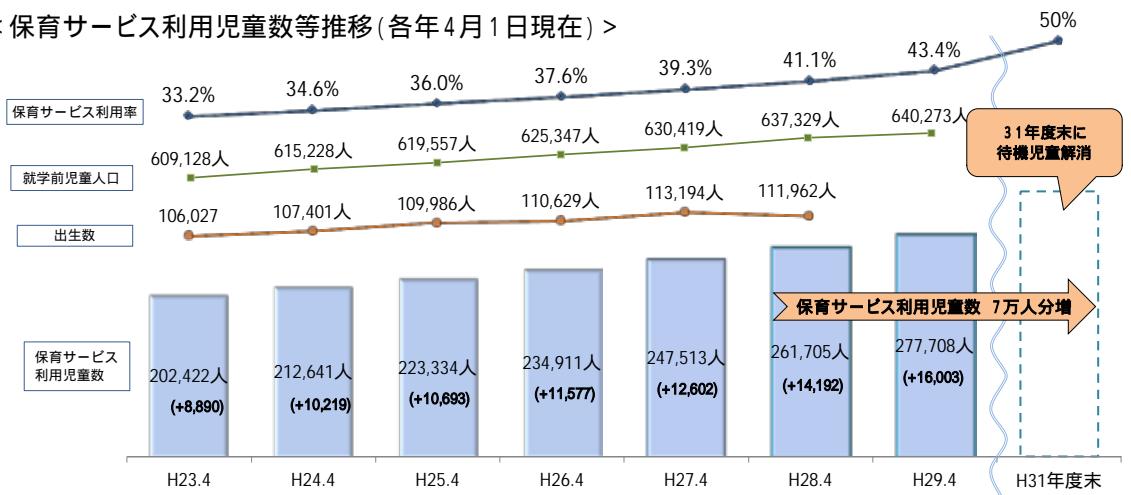
6 都内の保育サービスの状況

待機児童の状況と保育サービス利用児童数の推移

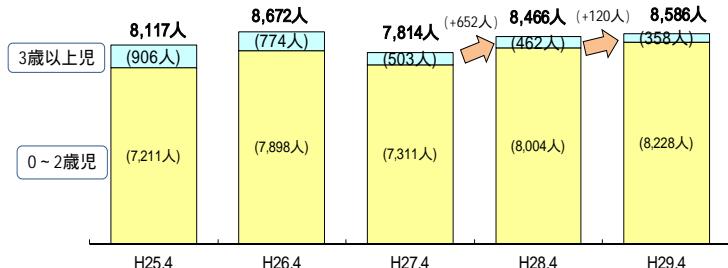
保育サービス利用児童数は、昨年より16,003人増加し、277,708人(保育サービス利用率43.4%)
待機児童数は、昨年より120人増加し、8,586人

<背景> 人口流入による就学前児童人口の増加
女性の社会進出による保育ニーズの増大(共働き世帯の割合 H19年度46.1% H24年度53.8%)
待機児童の定義の見直し(育児休業中に復職の意向がある者を待機児童に含める等)

<保育サービス利用児童数等推移(各年4月1日現在)>



<待機児童数推移(各年4月1日現在)>



待機児童数	区市町村数
0人	16
1人~100人	19
101人~200人	10
201人~300人	7
301人~400人	6
401人以上	4

待機児童数0人の16団体のうち、島しょが9団体

保育サービス整備状況

各欄下段は前年比

		2015年4月	2016年4月	2017年4月
認可保育所	施設数	2,184施設 + 165施設	2,342施設 + 158施設	2,558施設 + 216施設
	利用児童数	213,259人 + 11,251人	225,334人 + 12,075人	239,709人 + 14,375人
認定こども園	施設数	93施設 10施設	109施設 + 16施設	120施設 + 11施設
	利用児童数	3,289人 15人	4,296人 + 1,007人	5,331人 + 1,035人
認証保育所	施設数	700施設 19施設	664施設 36施設	631施設 33施設
	利用児童数	21,616人 992人	20,402人 1,214人	19,169人 1,233人
小規模保育	施設数	219施設 + 166施設	317施設 + 98施設	405施設 + 88施設
	利用児童数	2,943人 + 2,267人	4,496人 + 1,553人	6,132人 + 1,636人
家庭的保育	利用児童数	1,847人 547人	1,945人 + 98人	1,902人 43人
事業所内保育	利用児童数	96人 + 96人	256人 + 160人	420人 + 164人
居宅訪問型保育	利用児童数	6人 + 6人	15人 + 9人	75人 + 60人
定期利用保育	利用児童数	711人 221人	799人 + 88人	955人 + 156人
企業主導型	利用児童数			69人 + 69人
区市町村独自の家庭的保育	利用児童数	222人 + 45人	194人 28人	193人 1人
区市町村独自の保育室等	利用児童数	3,524人 + 712人	3,968人 + 444人	3,753人 215人
合計	利用児童数	247,513人 + 12,602人	261,705人 + 14,192人	277,708人 + 16,003人

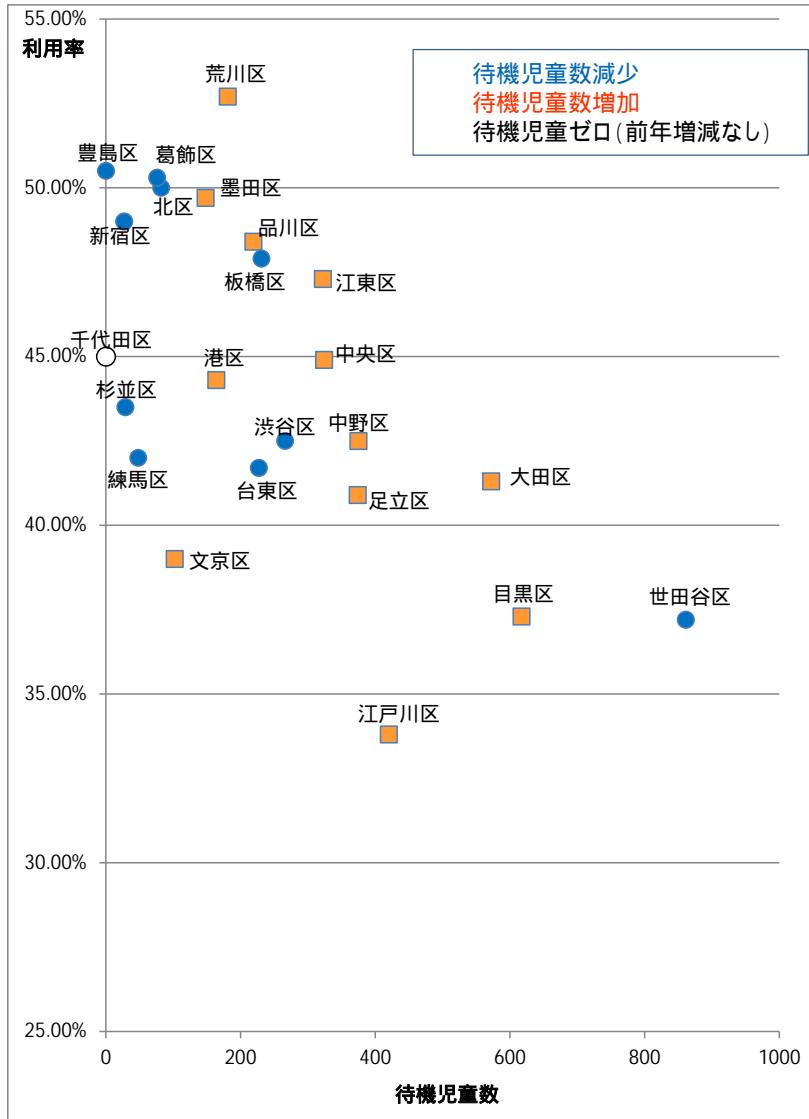
6 都内の保育サービスの状況

認可保育所の設置主体別数

(単位:か所)

区分	合計	公立	私立									
				社会福祉法人	株式会社 有限会社	学校法人	宗教法人	NPO	財団法人	個人	社団法人	その他
平成28年4月1日	2,342	901	1,441	943	382	27	36	19	15	14	3	2
平成28年度 増加数	216	-9	225	69	141	9	0	2	1	0	2	1
平成29年4月1日	2,558	892	1,666	1,012	523	36	36	21	16	14	5	3

7 都内の待機児童数と保育サービス利用率 (23区)

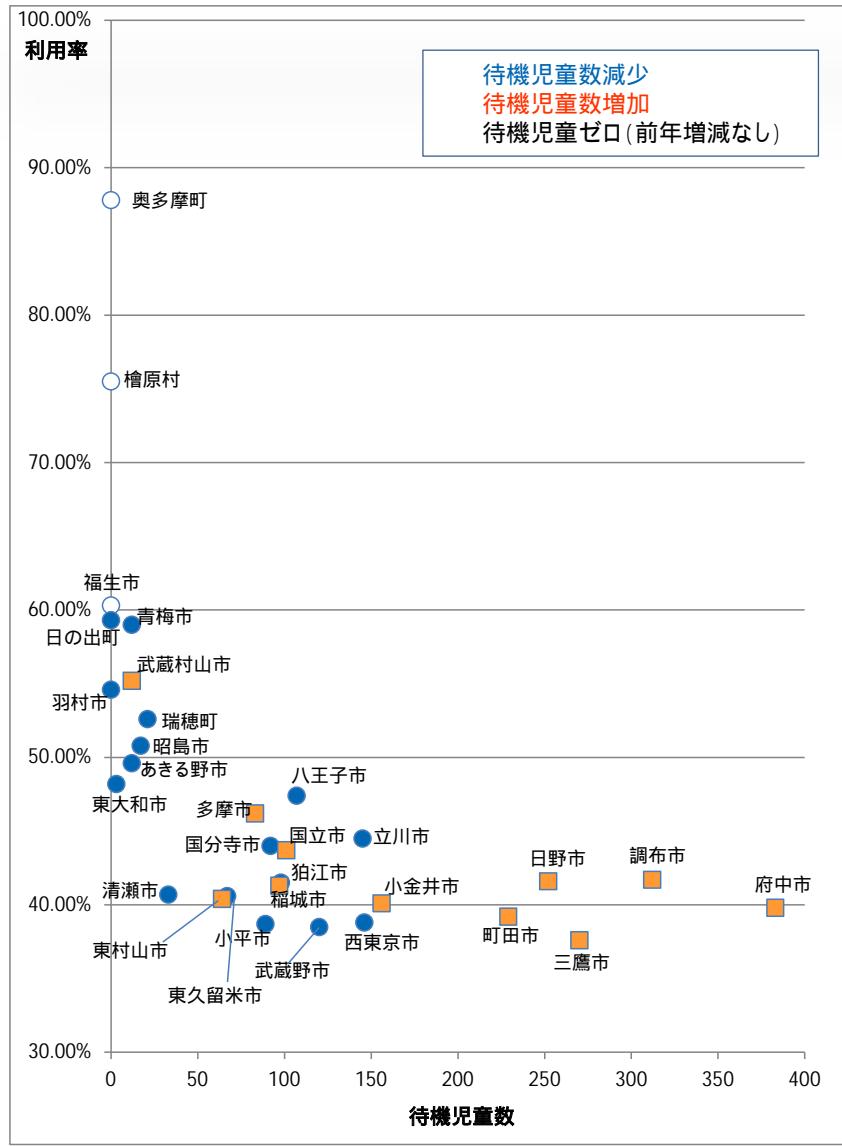


区市町村名	平成29年4月1日			平成28年4月1日			増減					
	就学前児童人口	保育サービス利用児童数	就学前児童人口比率	待機児童数	就学前児童人口	保育サービス利用児童数	就学前児童人口比率	待機児童数	就学前児童人口	保育サービス利用児童数	就学前児童人口比率	待機児童数
千代田区	3,364	1,513	45.0%	0	3,175	1,306	41.1%	0	189	207	3.9%	0
中央区	9,674	4,344	44.9%	324	9,007	4,013	44.6%	263	667	331	0.3%	61
港区	15,208	6,737	44.3%	164	14,480	6,300	43.5%	64	728	437	0.8%	100
新宿区	12,550	6,147	49.0%	27	12,233	5,760	47.1%	58	317	387	1.9%	31
文京区	11,219	4,379	39.0%	102	10,784	4,027	37.3%	98	435	352	1.7%	4
台東区	7,552	3,149	41.7%	227	7,489	2,948	39.4%	240	63	201	2.3%	13
墨田区	11,953	5,944	49.7%	148	11,759	5,594	47.6%	134	194	350	2.1%	14
江東区	26,987	12,758	47.3%	322	27,036	12,062	44.6%	277	49	696	2.7%	45
品川区	19,674	9,516	48.4%	219	19,157	8,831	46.1%	178	517	685	2.3%	41
目黒区	12,963	4,840	37.3%	617	12,837	4,498	35.0%	299	126	342	2.3%	318
大田区	32,441	13,388	41.3%	572	32,412	12,803	39.5%	229	29	585	1.8%	343
世田谷区	44,314	16,503	37.2%	861	44,083	15,175	34.4%	1,198	231	1,328	2.8%	337
渋谷区	10,347	4,402	42.5%	266	10,032	4,009	40.0%	315	315	393	2.5%	49
中野区	13,006	5,526	42.5%	375	12,708	5,238	41.2%	257	298	288	1.3%	118
杉並区	24,818	10,793	43.5%	29	24,384	9,499	39.0%	136	434	1,294	4.5%	107
豊島区	10,595	5,350	50.5%	0	10,424	4,844	46.5%	105	171	506	4.0%	105
北区	14,846	7,430	50.0%	82	14,505	6,780	46.7%	232	341	650	3.3%	150
荒川区	10,005	5,273	52.7%	181	9,935	5,012	50.4%	164	70	261	2.3%	17
板橋区	25,515	12,233	47.9%	231	25,153	11,304	44.9%	376	362	929	3.0%	145
練馬区	34,871	14,643	42.0%	48	34,911	13,489	38.6%	166	40	1,154	3.4%	118
足立区	31,054	12,712	40.9%	374	31,723	12,387	39.0%	306	669	325	1.9%	68
葛飾区	21,037	10,585	50.3%	76	21,020	9,868	46.9%	106	17	717	3.4%	30
江戸川区	34,865	11,800	33.8%	420	35,032	11,464	32.7%	397	167	336	1.1%	23
計/平均	438,858	189,965	43.3%	5,665	434,279	177,211	40.8%	5,598	4,579	12,754	2.5%	67

(注1)就学前児童人口は、東京都総務局発行「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日現在）」による。（外国人人口を含まない。）

網掛けは、待機児童数が増加した自治体

7 都内の待機児童数と保育サービス利用率(島しょを除く市町村)



区市町村名	平成29年4月1日			平成28年4月1日			増減					
	就学前児童人口	保育サービス利用児童数	就学前児童人口比率	待機児童数	就学前児童人口	保育サービス利用児童数	就学前児童人口比率	待機児童数	就学前児童人口	保育サービス利用児童数	就学前児童人口比率	待機児童数
八王子市	24,252	11,506	47.4%	107	24,964	11,353	45.5%	139	712	153	1.9%	32
立川市	8,741	3,888	44.5%	145	8,692	3,702	42.6%	198	49	186	1.9%	53
武蔵野市	7,230	2,781	38.5%	120	7,198	2,621	36.4%	122	32	160	2.1%	2
三鷹市	9,607	3,616	37.6%	270	9,343	3,543	37.9%	264	264	73	0.3%	6
青梅市	5,382	3,173	59.0%	12	5,497	3,136	57.0%	25	115	37	2.0%	13
府中市	13,907	5,536	39.8%	383	13,974	5,360	38.4%	296	67	176	1.4%	87
昭島市	5,508	2,800	50.8%	17	5,546	2,690	48.5%	21	38	110	2.3%	4
調布市	11,931	4,981	41.7%	312	11,697	4,677	40.0%	289	234	304	1.7%	23
町田市	19,223	7,536	39.2%	229	19,649	7,262	37.0%	182	426	274	2.2%	47
小金井市	6,042	2,422	40.1%	156	5,882	2,222	37.8%	154	160	200	2.3%	2
小平市	9,964	3,856	38.7%	89	9,902	3,489	35.2%	167	62	367	3.5%	78
日野市	9,342	3,886	41.6%	252	9,420	3,820	40.6%	183	78	66	1.0%	69
東村山市	6,676	2,697	40.4%	64	6,950	2,600	37.4%	76	274	97	3.0%	12
国分寺市	5,851	2,572	44.0%	92	5,732	2,398	41.8%	102	119	174	2.2%	10
国立市	3,371	1,472	43.7%	101	3,366	1,422	42.2%	81	5	50	1.5%	20
福生市	2,321	1,400	60.3%	0	2,390	1,379	57.7%	0	69	21	2.6%	0
狛江市	4,056	1,684	41.5%	98	3,937	1,484	37.7%	142	119	200	3.8%	44
東大和市	4,429	2,134	48.2%	3	4,569	2,065	45.2%	7	140	69	3.0%	4
清瀬市	3,396	1,383	40.7%	33	3,404	1,335	39.2%	44	8	48	1.5%	11
東久留米市	5,486	2,226	40.6%	67	5,574	2,127	38.2%	92	88	99	2.4%	25
武蔵村山市	3,468	1,913	55.0%	12	3,579	1,883	52.6%	0	111	30	2.4%	12
多摩市	6,577	3,038	46.2%	83	6,798	2,969	43.7%	79	221	69	2.5%	4
稻城市	5,068	2,095	41.3%	97	4,961	2,040	41.1%	0	107	55	0.2%	97
羽村市	2,563	1,400	54.6%	0	2,658	1,386	52.1%	1	95	14	2.5%	1
あきる野市	3,705	1,836	49.6%	12	3,841	1,846	48.1%	18	136	10	1.5%	6
西東京市	9,498	3,681	38.8%	146	9,648	3,487	36.1%	154	150	194	2.7%	8
瑞穂町	1,440	757	52.6%	21	1,446	747	51.7%	25	6	10	0.9%	4
日の出町	950	563	59.3%	0	958	548	57.2%	2	8	15	2.1%	2
檜原村	53	40	75.5%	0	57	41	71.9%	0	4	1	3.6%	0
奥多摩町	115	101	87.8%	0	111	106	95.5%	0	4	5	7.7%	0
計/平均	200,152	86,973	43.5%	2,921	201,743	83,738	41.5%	2,863	1,591	3,235	2.0%	58

(注1)就学前児童人口は、東京都総務局発行「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日現在）」による。（外国人人口を含まない。）

網掛けは、待機児童数が増加した自治体

8 保育サービスの類型

区分	特定教育・保育施設 (認可権限: 東京都知事 中核市を除く)					都制度 (東京都知事が認証) 認証保育所	
	認可保育所	認定こども園					
		幼保連携型	保育所型	幼稚園型	地方裁量型		
承認開始年度	昭和23年度	平成18年度 (平成27年度改正)	平成18年度		平成13年度		
1 設置主体	制限なし (区市町村、社会福祉法人、民間事業者等)	区市町村、社会福祉法人、学校法人	制限なし (区市町村、社会福祉法人、民間事業者等)	学校法人、個人等、区市町村	制限なし (区市町村、社会福祉法人、民間事業者等)	制限なし (民間事業者等)	
2 申込方法 審査 慎	・区市町村が「保育の必要性」を認定 ・区市町村に申込み、区市町村と契約	・1号認定は、利用者が事業者に直接申込み、事業者と契約。 ・2号、3号認定は、区市町村が「保育の必要性」を認定。区市町村へ申込み、事業者と契約。				認証保育所へ申し込み、利用者と事業者が直接契約	
3 規	20人以上(平均100人)	20人以上(1号認定の定員設定不要)	20人以上(1号認定の定員設定必要)			A型 20~120人(平均34人) B型 6~29人(平均20人)	
4 施設基準	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例				認可保育所に準じた都独自の基準	
乳児室・ほふく室 (0、1歳児室)	1人当たり3.3m ² 以上 (国が指定する期間・地域に限り、年度途中2.5m ² まで弾力化可能)	1人当たり3.3m ² 以上	(認可保育所と同じ)	1人当たり3.3m ² 以上 (年度途中2.5m ² まで弾力化可能)	1人当たり3.3m ² 以上 (年度途中2.5m ² まで弾力化可能)	A型 3.3m ² 以上 (年度途中2.5m ² まで弾力化可能) B型 2.5m ² 以上	
保育室・遊戯室 (2歳以上児室)	1人当たり1.98m ² 以上	1人当たり1.98m ² 以上	(認可保育所と同じ)	(教育相当時間) 保育室53m ² 遊戯室100m ² (上記以外)1人当たり1.98m ² 以上	(認証保育所と同じ)	1人当たり1.98m ² 以上	
屋外遊戯場	2歳以上児1人当たり3.3m ² 以上 (付近の代替場所でも可)	3歳以上:幼稚園基準、1人当たり3.3m ² 以上 のいすれか大きい方 2歳児:1人当たり3.3m ² 以上	(認可保育所と同じ)	3歳以上:幼稚園基準 2歳児:1人当たり3.3m ² 以上	(認証保育所と同じ)	2歳以上児1人当たり3.3m ² 以上 (付近の代替場所でも可)	
5 職 端	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例				認可保育所に準じた都独自の基準	
保育従事者	保育士 1	保育教諭 (幼稚園教諭+保育士資格) 2	学級担任:幼稚園教諭 それ以外:保育士	(教育相当時間) 幼稚園教諭 (上記以外) 保育士等6割以上	学級担任:幼稚園教諭 それ以外:保育士等6割以上	保育士等6割以上	
配置基準	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1			0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1	
6 給食の提供	必須	必須(2・3号子ども)				必須	
7 開所時間	11時間が基本	11時間が基本	(認可保育所と同じ)	地域の実情に応じて設定	(認証保育所と同じ)	13時間以上が基本	
8 保育料	住民税課税額に応じた階層区分に基づき区市町村が定める額を、区市町村が徴収	住民税課税額に応じた階層区分に基づき区市町村が定める額を、施設が徴収				認可保育所の徴収基準を上限に、施設が設定・徴収	
9 運営費等	公立保育所は16年度に一般財源化	公立施設は、区市町村10/10				-	
給付費(国)	委託費(公定価格) (国1/2、都1/4、区市町村1/4)	施設型給付費(公定価格) (国、都、毛根健)				-	
都独自補助	保育士等キャリアアップ補助 (都10/10) 保育サービス推進事業 (都10/10)	保育士等キャリアアップ補助 (都10/10) 保育サービス推進事業 (都10/10)				・運営費補助(都1/4、市町村1/4、設置者1/2) ・区部財調 ・保育士等キャリアアップ補助(都10/10) ・保育力強化事業(都10/10)	

1 平成28年4月から、配置基準の要件緩和により保育士2/3以上で可。保育士以外については、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、知事が認める者。

知事が認める者は、児童福祉施設等において継続して1年以上乳幼児の直接処遇を経験した者、家庭の保育者、子育て支援員研修修了者であり、施設長及び設置者代表者が保育者として能力を確認した者。

2 平成28年6月から、配置基準の要件緩和により保育教諭(幼稚園教諭と保育士資格を併せ持つ者)2/3以上で可。保育教諭以外については、保育士及び 1と同様。

8 保育サービスの類型

区分	地域型保育事業（認可権限：区市町村長）						都補助制度	その他の認可外保育施設		
	小規模保育事業		家庭的保育事業 旧保育ママ（国ママ） (平成12年開始)	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業	家庭的保育事業 (都ママ)				
	A型	B型								
制度開始年度	平成27年度						昭和35年度	平成22年度		
1 設置主体	制限なし (区市町村、民間事業者等)		制限なし (区市町村、民間事業者等)		事業主等	制限なし (区市町村、民間事業者等)	区市町村、民間事業者等	制限なし (区市町村、民間事業者等)		
2 申込方法 入所決定	・区市町村が「保育の必要性」を認定 ・区市町村へ申込み、事業者と契約						・区市町村へ申込 ・事業者へ申込	区市町村が定める		
3 規 模	6～19人（0～2歳児）	6～15人 (0～2歳児)	1～5人	従業員の子供 + 地域枠	1人	3人 (補助者を雇用した場合は5人まで)	基準なし（実態は1～50人）	基準なし		
4 施設基準	区市町村が定める条例		区市町村が定める条例	区市町村が定める条例	-	家庭的保育事業等実施要綱		認可外保育施設 指導監督基準		
乳児室、ほいく室（0、1歳児室）	1人当たり3.3m ² 以上	1人当たり3.3m ² 以上	1人当たり3.3m ² 以上	定員20人以上... 認可保育所の基準と同様	(児童の居宅)	1人当たり3.3m ² 以上	空きスペース等を活用 (専用施設、専用スペースで実施する場合は、認可保育所の基準と同様)	1人当たり1.65m ² 以上		
保育室・遊戯室（2歳以上児室）	1人当たり1.98m ² 以上			定員19人以下... 小規模保育事業A型、B型の基準と同様		2歳以上児1人当たり3.3m ² 以上 (付近の代替場所でも可)				
屋外遊戯場	2歳以上児1人当たり3.3m ² 以上 (付近の代替場所でも可)		2歳以上児1人当たり3.3m ² 以上 (付近の代替場所でも可)					基準なし		
5 職 員	区市町村が定める条例		区市町村が定める条例	区市町村が定める条例	区市町村が定める条例	家庭的保育事業等実施要綱	東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱			
保育従事者	保育士3	保育士1/2以上	家庭的保育者	家庭的保育者	定員20人以上... 認可保育所の基準と同様	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上お知識・経験を有すると区市町村が認める者	家庭的保育者	保育士以外の者も可。ただし、全体の3分の1以上は保育士等の有資格者		
配置基準	認可保育所の配置基準 +1名		0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	定員19人以下... 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	0～2歳児 1:1 (補助者を置く場合、5:2)	就学前児童 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1		
6 給食の提供	必須				不要	不要	不要	不要		
7 開所時間	区市町村が定める						原則8時間 (区市町村が定める)	基準なし		
8 保 育 料	住民税の課税額に応じた階層区分に基づき区市町村が定める額を、事業者が徴収						区市町村が定める	日額2,200円、月額44,000円が上限		
9 運営費等										
給付費（国）	地域型保育給付費 (国1/2、都1/4、区市町村1/4)		地域型保育給付費 (国1/2、都1/4、区市町村1/4)	地域型保育給付費 (国1/2、都1/4、区市町村1/4) 従業員枠は、一部を84/100に調整	地域型保育給付費 (国1/2、都1/4、区市町村1/4)		-	-		
都独自補助			保育士等キャリアアップ補助（都1/2、区市町村1/2） 保育サービス推進事業（都1/2、区市町村1/2）			・運営費補助（都1/2、区市町村1/2） 一部、区部財調 ・保育士等キャリアアップ補助（都1/2、区市町村1/2） ・保育力強化事業（都1/2、区市町村1/2）	・運営費補助（都1/2、区市町村1/2） ・保育士等キャリアアップ補助（都1/2、区市町村1/2） ・保育力強化事業（都1/2、区市町村1/2）	無し (院内保育施設、事業所内保育施設は補助制度あり)		

3 平成28年4月から、配置基準の要件緩和により保育士2/3以上で可。保育士以外については、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、区市町村長が認める者
区市町村長が認める者は、各区市町村において定める。

9 事業所内保育と企業主導型保育の比較

名称	地域型保育事業(事業所内保育事業)	企業主導型保育事業
種別	子ども・子育て支援新制度に基づく地域型保育事業(区市町村認可)	認可外保育施設
開始年度	平成27年度	平成28年度
設置主体	事業主等	事業主等
利用者	従業員の子ども+地域の子ども(地域枠は義務、概ね定員の25%以上)	従業員の子ども(地域枠は任意、定員の50%以内)
職員	<p>[20人以上] 保育士 [19人以下] 保育従事者(1/2以上保育士) 保育士以外には研修実施</p>	<p>1/2以上保育士 保育士以外には研修実施</p>
設備基準	定員20人以上:認可保育所基準と同様 定員19人以下:小規模保育事業A,B型基準と同様	地域型保育事業(事業所内保育事業)と同様
補助対象	子ども・子育て支援新制度の地域型保育事業(事業所内保育事業)の区市町村認可を受けること	一般事業主(子ども・子育て拠出金を負担している事業者)であること
運営費	地域型保育給付 (国1/2,都1/4,区市町村1/4) 給付費は従業員枠を84/100に調整	地域型保育事業(小規模保育事業)の公定価格と同水準
整備費	地域型保育事業(事業所内保育事業)支援事業(都)	認可保育所と同水準
補助方法	区市町村を通じた間接補助 	国から事業者への直接補助
その他の補助制度	保育士等キャリアアップ補助金 保育サービス推進事業	備品購入費補助(都)
備考	開設は区市町村の整備計画に沿っている必要がある。	区市町村の関与なく設置が可能

10 認証保育所制度

認証保育所の創設（平成13年度）

設置根拠（東京都認証保育所事業実施要綱）

零歳児保育、延長保育など大都市特有の多様な保育ニーズに応えるため、都独自の認証基準を満たして設置された保育施設

施設数及び定員

平成29年4月1日 631施設(21,418人) 平成28年4月1日 664施設(22,665人)

制度の目的、特徴

目的	1 都市型保育ニーズへの対応 2 認可保育所の改革 3 サービスの質の向上	認可保育所が対応し切れていないニーズに対応 認可保育所の経営効率化を促すもの 多様な事業者の参入や直接契約により利用者本位のサービスを提供
特徴		
保育を必要とする全ての人が対象 利用料は上限の範囲内で施設が決定し、利用者は施設と直接契約 13時間以上開所、ゼロ歳児保育の実施を義務付け		

都市型保育ニーズへの対応

・13時間以上開所 **100%** ・ゼロ歳児保育 **100%**

認可保育所の状況

13時間以上開所 29% (公立 17%、私立 38%) (平成27年4月1日現在)
ゼロ歳児保育 83% (公立 72%、私立 90%) (平成28年4月1日現在)

認証保育所の運営費

認証保育所		都基準	
保護者負担金		認証保育所運営費補助	
保育料	区市町村による保護者負担軽減	都 1 / 2 (特別区は、都区財政調整制度に算定)	市町村 1 / 2

認可保育所		公定価格		
利用者負担額		委託費		
保育料		国 1 / 2		
保育料	区市町村による保護者負担軽減	都 1 / 4	区市町村 1 / 4	

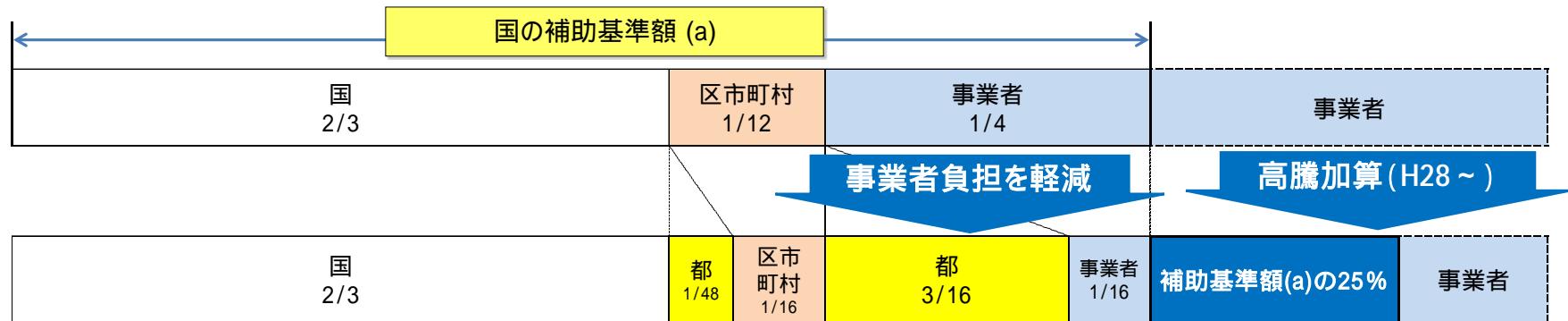
認可保育所と認証保育所の比較

区分	認可保育所	認証保育所
1 (設置根拠)	保育を必要とする乳幼児を保育するために設置された児童福祉施設(児童福祉法)	大都市特有の多様な保育ニーズに応えるために、都独自の認証基準を満たして設置された保育施設(東京都認証保育所事業実施要綱)
2 設置者	区市町村 社会福祉法人、民間事業者等	民間事業者等
3 申込方法 審査 懇談	区市町村に申し込み、区市町村が入所決定	認証保育所へ申し込み、利用者と施設が直接契約
4 規	20人以上(平均 100人)	A型 20~120人(平均 35.8人) B型 6~29人(平均 21.0人)
5 施設基準	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	認可保育所に準じた都独自の基準
乳児室、ほいく室 (0、1歳児室)		A型 3.3m以上 (ただし、国が指定する期間・地域に限り、年度途中2.5mまで弾力化可能) B型 2.5m以上
(1) 保育室・遊戯室 (2歳以上児室) (2) 屋外遊戯場		同左
6 職 端	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	認可保育所に準じた都独自の基準
保育従事者		全て保育士 ただし乳児4人以上を入所させる保育所は、保健師又は看護師を、一人に限り保育士とみなすことができる。 平成28年4月から保育士配置の特例あり (保育士2/3以上、1/3を超えない範囲で幼稚園教諭、小学校教諭等の活用が可能)
配置基準		6割以上は常勤有資格者(保育士を基本とし、看護師・保健師・助産師) 残り4割は上記以外の者
0歳児 : 3人につき1人以上 1・2歳児 : 6人につき1人以上 3歳児 : 20人につき1人以上 4歳以上児 : 30人につき1人以上		同左
7 開所時間	11時間が基本	13時間以上が基本
8 保育料	住民税課税額に応じた階層区分に基づき区市町村が定める額を、区市町村が徴収 ・国基準は0円~104,000円/月(3歳未満)	認可保育所の徴収基準を上限に施設が設定・徴収 ・保育料上限額 80,000円/月(3歳未満)
9 補助金等		区部は、都区財政調整制度に算入
運営費 (国1/2、都1/4、区市町村1/4)		補助金(公定価格を踏まえて設定) (都1/2、市町村1/2)
施設整備費 (国1/2、区市町村1/4、設置者1/4)		開設準備経費(整備費、改修経費、初年度賃借料) (都1/4毛撫1/4、設置者1/2)

11 都独自の取組(財政支援)

【保育所等の整備促進】

- ・**待機児童解消区市町村支援事業** (平成21年度開始)
整備費にかかる事業者や区市町村の負担を、最大で16分の1へ軽減



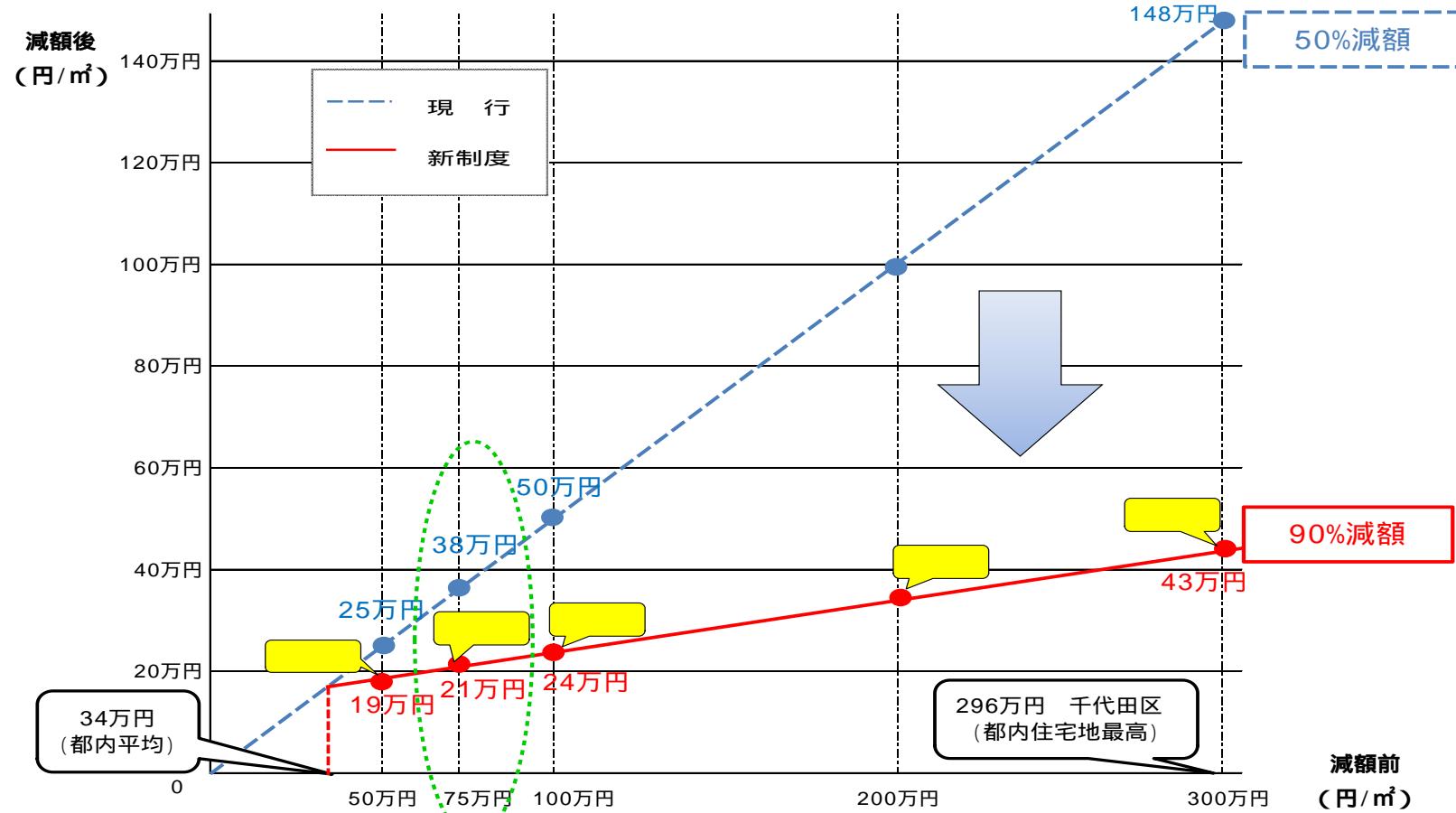
- ・**多様な主体による保育所整備事業** (平成26年度開始)
国の補助制度の対象外となっていた株式会社等に対し、都独自に補助を実施

- ・**借地を活用した認可保育所等の整備促進** (平成26年度開始)
国有地や民有地など、借地を活用して保育所等を整備する場合に、借地料の一部を都独自に5年間補助

11 都独自の取組(都有地活用)

都有地貸付条件の見直し(平成26年度~)

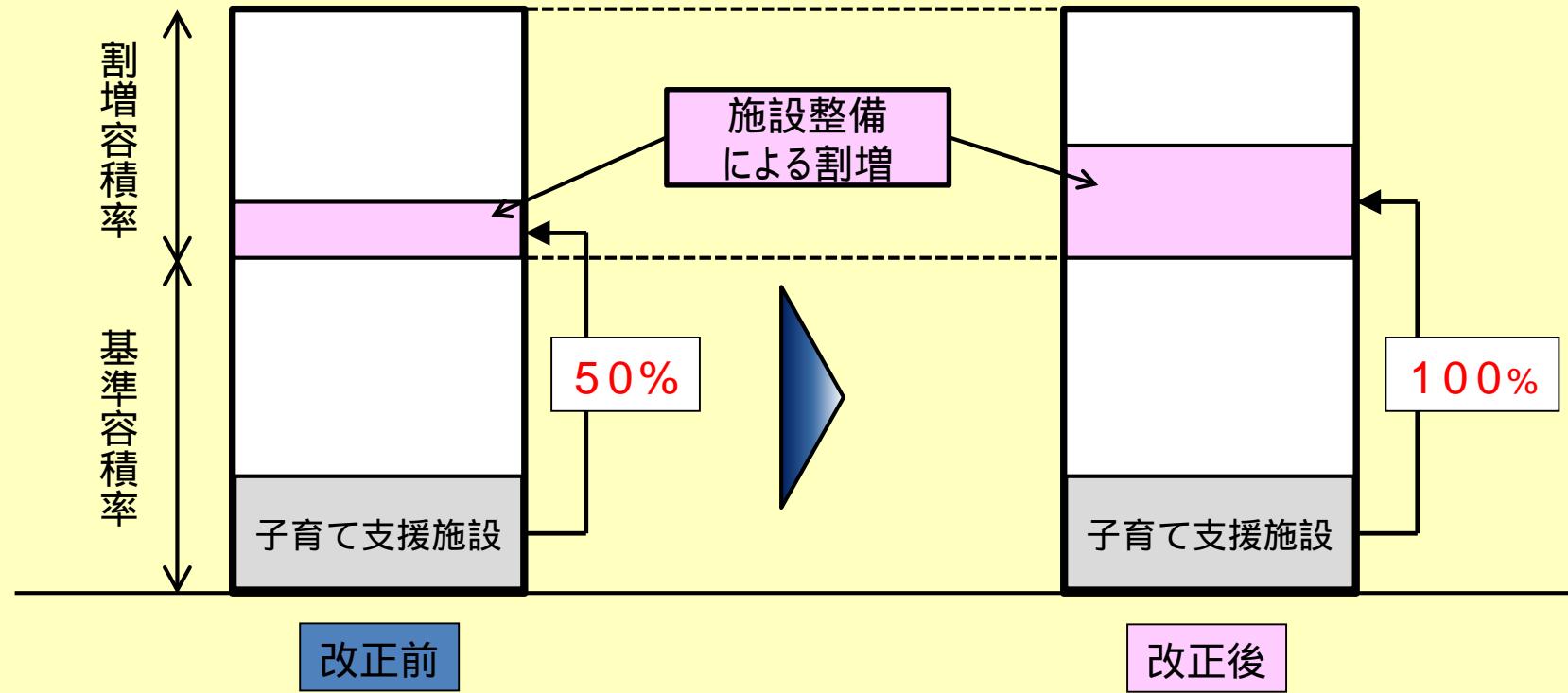
現状の50%減額に加え、地価が都内平均($34\text{万円}/\text{m}^2$)を超える部分について、**減額率を90%に拡大**



11 都独自の取組(都市開発諸制度)

都市開発諸制度 の改正（平成26年度～）

子育て支援施設を設置する場合の一例



公開空地の確保などの公共的な貢献を行う良好な建築計画に対して、容積率などを緩和する制度。

都市計画法に基づく再開発等促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区及び建築基準法に基づく総合設計の4制度の総称。

11 都独自の取組(規制改革)

・保育所の面積基準の緩和 (平成24年度～)

厚生労働大臣が指定する地域(都内は21区12市)について、年度の途中に満2歳に満たない乳幼児の年齢別定員の合計を超えて入所させる場合は、満2歳に満たない乳幼児1人につき 2.5m^2 以上とすることでできる(本則は 3.3m^2 以上)。

・都営住宅・公営住宅の建替えに伴う創出用地の活用 (平成26年度～)

保育所や特別養護老人ホームなどの福祉インフラの整備促進のため、都営住宅や公社住宅の建替えに伴う創出用地を活用。

2024年度(平成36年度)末までに30ヘクタールを超える候補地を提供することを目標。

・バリアフリー条例に関する技術的助言 (平成28年度)

児童の体格や子供用の車いすの大きさ等を考慮すると、人的介助による対応が相当程度可能であること、また、バリアフリーに関する基準に定める寸法等に満たなくても円滑な移動等が可能であることから、建築物の状況等を踏まえ、エレベーターや誰でもトイレ等の基準は適用しないことができる旨を通知。

11 都独自の取組(国家戦略特区の活用)

・都市公園内への保育所設置

区市町村	公園名	設置主体	開設日	定員	施設種別
荒川区	都立汐入公園	社会福祉法人三樹会	H29.4.1	162人	認可保育所
世田谷区	都立祖師谷公園	社会福祉法人あすみ福祉会	H29.4.1	80人	認可保育所
世田谷区	都立蘆花恒春園	社会福祉法人世田谷共育舎	H30.4.1(予定)	96人	認可保育所
品川区	品川区立西大井広場公園	株式会社こどもの森	H29.4.1	100人	認可保育所
荒川区	区立宮前公園	荒川区(公立)	H30.4.1(予定)	160人	認可保育所
品川区	区立しながわ区民公園	株式会社サクセスマネジメント	H30.4.1(予定)	92人	認可保育所
渋谷区	都立代々木公園	ナチュラルスマイルジャパン株式会社	H29.10.1	保育所:122人 幼稚園: 6人	保育所型認定こども園
江東区	都立木場公園	社会福祉法人みわの会	H30.4.1(予定)	130人	認可保育所
杉並区	都立和田堀公園	社会福祉法人風の森	H30.4.1(予定)	120人	認可保育所
足立区	都立東綾瀬公園	足立区(公立)	H30.8.1(予定)	130人	認可保育所

・小規模保育事業の入園対象年齢の拡大

小規模保育事業の入園対象年齢は原則0～2歳となっているが、都市部においては、3歳以降の連携施設の確保が困難となっており、利用者の選択肢を広げるため、年齢制限の撤廃を提案。

・建築基準法の採光規定の規制緩和 (特区で提案中)

既存ビルの事務所を保育所に転用することは、待機児童対策の有効な手段の一つであり、事務所を保育所に転用し整備する際に障壁となり得る建築基準法の採光規定の規制緩和を要望。

12 東京都の待機児童解消に向けた緊急対策

【Step1】待機児童解消に向けた緊急対策(平成28年9月)

第1の柱

保育所等の整備促進

補正予算 126億円

整備費補助の高騰加算を創設

建築資材等の高騰に対応するため「高騰加算」を創設

賃借料補助を創設

開設後5年間の建物の賃借料補助を創設

長時間保育を行う定期利用保育の促進

最長3時間の延長ができるよう「延長保育加算」を創設

借地料補助を充実

借地料の補助上限額と都の負担割合を引き上げ

都有地の活用推進

副知事をトップとした全庁横断的な「都有地活用推進本部」を設置

民有地や空き家等の活用促進

都と不動産事業者や物件所有者の団体等で協議会を設置

第2の柱

人材の確保・定着の支援

宿舎借り上げ支援の拡大

対象者を「採用後5年目まで」から「全員」に拡大

子育て支援員を増員

「地域保育コース」の研修規模を300人増員

第3の柱

利用者支援の充実

保育コンシェルジュの増員を支援

保育コンシェルジュを複数配置するための人事費を補助

認可外保育施設の利用者負担軽減を支援

区市町村が実施する認可外保育施設の利用者負担軽減を支援

認可外保育施設の巡回指導チームを編成

「巡回指導チーム」を編成し、指導体制を強化

【Step2】平成29年度の新たな対策

当初予算 1,381億円

(H28当初予算比+403億円)

第1の柱

保育所等の整備促進

企業主導型保育施設設置促進事業

国庫補助対象外となる開設時の備品購入に要する経費を補助

民有地を活用した保育所等整備促進税制

土地の貸主に係る固定資産税・都市計画税を減免(23区)

第2の柱

人材の確保・定着の支援

保育士等キャリアアップ補助

財務情報の公表等を条件に加え、モデルケースで2万1千円相当引き上げ

保育士に対する居宅訪問型保育利用支援事業

保育士が復職するに当たり、保育所等が利用できず認可外の居宅訪問型保育サービスを利用する場合、利用料を補助

ICT化の推進による保育士の負担軽減

書類作成業務などのシステムの導入に必要な費用を補助

第3の柱

利用者支援の充実

私立幼稚園における預かり保育等に対する支援の充実

預かり保育の拡充や小規模保育施設の卒園児受け入れに積極的な私立幼稚園への支援を充実

居宅訪問型保育事業の保育者の交通費への補助

区市町村が認可する居宅訪問型保育サービスを利用する場合、保護者の実費負担となっている交通費を補助

認可外の居宅訪問型保育サービスの利用料負担軽減

区市町村が実施する、認可外保育施設の利用者負担軽減に対する支援の対象に、居宅訪問型保育サービスを追加

保育ニーズ等の実態調査

子育て家庭を対象に、保育施策への要望や利用ニーズに関する調査を実施

12 東京都の待機児童解消に向けた緊急対策

平成29年9月 追加対策

第1の柱 保育所等の整備促進

- 都独自の賃借料補助を拡充
賃借料が高い駅周辺等での整備を促進するため、補助額や補助対象期間を拡充
- 企業主導型保育に取り組む企業を支援
都独自の備品購入支援の規模を拡大
- 企業主導型保育における地域枠の確保・拡大
地域枠にキャリアアップ補助を適用
- 区市町村の要望を踏まえた補助の充実
防音壁や人工芝等の設置費用を都独自に補助



第2の柱 人材の確保・定着の支援

- 保育所等におけるICT化の促進
保育士の業務負担を軽減するためのシステム導入支援について、規模を拡大
- 保育士修学資金貸付等事業の拡充
潜在保育士の再就職支援のための就職準備金の貸付額を倍増
勤務環境改善のための保育補助者の雇上支援を拡充
未就学児を持つ保育士の子供の預かり支援事業の利用料金の貸付を開始



第3の柱 利用者支援の充実

- 保育所等における児童の安全対策を一層強化
監視モニターやベビーセンサー等の設備の導入を促進



現在の取組

- 保護者の就労状況にかかわらず、保育サービスの利用状況や利用の意向、育児休業制度の活用状況などを把握する観点から、都内約38,000の子育て世帯を対象に「保育ニーズ実態調査」を都独自に実施。
- 区市町村では、「子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しを検討中。



今後の展開

- 「保育ニーズ実態調査」の結果や、区市町村の「子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し等を踏まえ、保育サービスの整備目標を検証し、平成30年3月に「東京都子供・子育て支援総合計画」を改定

現在行っている、国への提案要求

提案 子供・子育て支援のための財源確保

【現状・課題】

- ・公定価格の基本分単価や、減価償却費加算、賃借料加算等の額、保育所等の施設整備費補助、利用者支援事業等の運営費などが、大都市の実情に応じた額になっていない。



【提案内容】

- ・喫緊の課題である保育所待機児童対策をはじめ、地域の子育て支援、社会的養護の充実など、子供・子育て支援施策の強化・推進を図るため、恒久的、安定的財源を十分に確保するとともに、大都市の実情に応じた財政支援を行うこと。

提案 地方自治体の裁量の拡大

【現状・課題】

都の認証保育所制度は、0歳児保育や13時間開所を全ての施設で実施し、大都市特有の多様な保育ニーズに対応するなど、都の保育施策の重要な柱の一つとなっている。こうした実績があるにもかかわらず、都の認証保育所は国の財政支援の対象とされていない。

また、地域型保育事業では、家庭的保育事業における調理員の配置など、事業形態等に即さない基準が設けられている。



【提案内容】

- ・待機児童の多くを占める3歳未満の低年齢児を中心に受け入れ、育児休業明けなど年度途中の入所ニーズにも柔軟に対応している都の認証保育所の実績を認め、認証保育所を国の中止に位置付け、十分な財政措置を講じること。
- ・保育所、認定こども園、地域型保育事業について、地方自治体の裁量を拡大すること。

提案 保育所等の整備促進のための税制措置

【現状・課題】

- ・用地確保が困難化している中、保育所等の敷地として貸与されている土地の相続税及び贈与税の非課税化など、税負担の軽減を図ることが有効である。



【提案内容】

- ・保育所等への用地供給を促進するため、保育所等の敷地として貸与されている土地の相続税及び贈与税を非課税とすること。

提案 育児休業制度の改革

【現状・課題】

・平成29年3月に育児・介護休業法等に関する改正法が成立し、原則1歳までの育児休業期間について、6か月の延長が2回まで(2歳まで)可能となった。

しかし、延長が認められるのは、保育所等に入所できない等の場合に限られている。

育児休業給付金の給付率は育児休業開始から6か月間は67%、その後は50%とされており、家計収入が減となるといった理由から、育児休業を切り上げざるを得ない場合がある。

事業主が不当な取扱いをした場合の罰則等は設けられていない。また、事業主の努力義務となっている職場内の制度周知も十分に図られていない。



【提案内容】

- ・保育所等に入所できない場合等、育児休業期間延長の条件を撤廃すること。
- ・育児休業給付金について、現行の給付率を更に引き上げること。
- ・希望する従業員に育児休業を取得させない等の事業主に対しては企業名の公表や罰則を設ける等、制度実施を徹底するための方策を講じること。また、事業主が非正規労働者を含む全ての従業員に対し、育児休業制度の周知を行うことを義務化すること。

提案 国有地の貸付条件の見直し

【現状・課題】

- ・国は、介護施設を整備する場合に限り、国有地の貸付料を減額しているが、その他の分野は減額対象とされていないため、地価の高い都市においては活用が図りにくい。
- また、国から社会福祉法人への直接貸付けは可能となったものの、株式会社や特定非営利活動法人などの事業者に対する直接貸付けは認められていない。



【提案内容】

- ・国有地の貸付けに当たっては、低廉な価格で児童福祉施設を整備することができるよう、貸付料の減額を行うこと。また、国から社会福祉法人以外への直接貸付けも可能とすること。

提案 保育人材確保のための制度の改善

【現状・課題】

- ・待機児童解消に向けて、サービスの担い手となる保育人材の確保及び定着が重要である。
- ・国は、保育士のキャリアアップの仕組みとして、「キャリアアップ研修」の受講を要件に、技能経験を積んだ職員に対し、追加的待遇改善を行うこととしたが、研修体制の整備や都内の膨大な受講希望者への研修実施には、十分な期間が必要である。
- ・支給認定、施設型給付費及び地域型保育給付費、待遇改善等加算における賃金改善要件などの制度が複雑であるため、区市町村及び事業者に過度な事務負担が生じている。



【提案内容】

- ・保育士のキャリアアップ研修は、都市部の実情を踏まえて、柔軟な研修方法を認めるとともに、研修受講の要件については十分な経過措置期間を設けること。
- ・保育士の負担軽減を図るため、支給認定や施設型給付費・地域型保育給付費等の仕組みを簡素な仕組みに見直すとともに、公定価格の基本部分単価や事務職員雇上費加算等、給付費を増額すること。

待機児童解消に向けたさらなる検討の視点

待機児童解消に向けたさらなる検討の視点 【国制度の見直しの検討】

視点 育児休業をより取得しやすい環境の整備

【現状・課題】

1歳からの保育所利用が難しいため、育休を1年未満で切り上げ、復職する保護者が多い

育児休業期間を延長するために、入所を希望していなくても保育所の利用申請を行う保護者が一定数いる

事業所内での保育事業は、広がりつつあるものの、現状、供給は限定的

【検討の視点】

入園予約制や1歳からの優先入園など、保護者が安心して育児休業を取得できるような誘導策を講じるべきではないか

育児休業期間延長の際に、保育所等に入所できないことの証明を必要とする条件を撤廃すべきではないか

従業員の育児と仕事の両立支援について、企業がより責任を持つよう誘導策や新たな義務付けを検討すべきではないか

視点 配偶者控除の見直し

【現状・課題】

働き方改革の一環として、平成29年度税制改正で、配偶者控除の控除額がこれまでの収入()103万円から150万円に見直された

()給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額

保育事業者からは、配偶者控除の枠に収まるために勤務日数を抑える職員があり、人材の確保に苦慮していると言った声がある

【検討の視点】

働き方改革の推進とともに、保育人材確保の観点からも、配偶者控除のあり方を見直すべきではないか

待機児童解消に向けたさらなる検討の視点 【利用者負担のあり方の検討】

視点 保育料の水準はどうあるべきか

【現状・課題】

国の定める1か月保育料の基準額(最も収入の高い区分の上限額)に対し、都内の状況は以下の通り

年齢	3歳未満	3歳	4歳以上
国基準額	10.4万円	10.1万円	10.1万円
23区最高額	7.9万円	4.4万円	3.9万円
23区最低額	5.8万円	2.3万円	1.8万円

()平成29年保育料、都福祉保健局調べ

年齢別の1か月の保育経費は0歳が最も高く、年齢が上がるに連れて下がる。また、23区における経費に対する保育料収入は1~2割程度。

年齢	0歳	1歳	3歳	5歳
A区	37.5万円	19.4万円	11.5万円	10.1万円
B区	35.3万円	21.2万円	10.9万円	9.4万円
C区	40.5万円	20.7万円	12.5万円	10.5万円

()各区HPより、都福祉保健局調べ

区市町村の保育認定がなくても、直接契約で入所できる認証保育所(8万円までの上限あり)における、1か月保育料の平均額は約6万5千円となっている

【検討の視点】

国における保育の無償化に向けた検討との整合を図りつつ、現行の国基準額について、応能負担の観点から、改めて検証すべきではないか

- ・高所得層、低所得層など階層ごと負担の妥当性
- ・多子、ひとり親家庭などの負担の妥当性 など

在宅で子育てをしている家庭とのバランスを考えるべきではないか

待機児童解消に向けたさらなる検討の視点 【認可外保育施設のあり方の検討】

視点 認可外保育施設の取扱い

【現状・課題】

都内には1,600か所を超える認可外保育施設があり、その内訳は以下の通り

区分	認証保育所	ベビーホテル	院内保育施設	事業所内保育施設	その他施設
施設数	631	536	173	199	129

()平成29年4月現在

現状では、都独自の基準を満たす認証保育所、区市町村独自の保育室など、自治体が定める基準に基づき運営される施設とそれ以外のものが混在している

自治体が定める基準を満たしている認証保育所や区市町村独自の保育室など財政支援のある施設以外は、保育料のみで運営

届出制であるため開設前に設備等が指導監督基準に適合しているかどうかを確認することできないなど、指導監督には限界がある

【検討の視点】

待機児童となった児童の多くが認可外保育施設を利用している実態を踏まえ、認可外保育施設の位置づけについて、改めて検討すべきではないか

地方単独施策に整理される認証保育所や区市町村独自の保育室、また、都の設備等の基準に適合する施設など、一定の要件を満たす施設をきめ細かく評価し、財政支援を検討すべきではないか

認可外保育施設は応益負担が原則であるが、待機児童の受け皿として活用されている実態を踏まえ、都や区市町村が行う自主財源による保育料負担軽減の取組を、国として支援すべきではないか

届出制や、都道府県による指導監督など、認可外保育施設の事務のあり方について、改めて検証すべきではないか